

## 第 506 回岡山地方最低賃金審議会議事録

- 1 日 時 令和 6 年 3 月 8 日（金曜日）午後 1 時 30 分～
- 2 場 所 岡山市北区下石井 1 - 4 - 1  
岡山第 2 合同庁舎 2 階 共用会議室 A
- 3 出席者
- |            |   |
|------------|---|
| 公益代表委員     | 岡 山 一 郎<br>片 山 裕 之<br>益 田 佐和子<br>横 山 純 子<br>米 山 毅一郎 |
| 労働者代表委員    | 浅 山 里 奈<br>小 橋 政 次<br>高 山 伸 男<br>西 崎 知 佳<br>村 上 達 哉 |
| 使用者代表委員    | 鶴 海 元<br>錦 織 勝 輝<br>西 谷 治 朗                         |
| 事務局 岡山労働局長 | 成 毛 節   |
| 労働基準部長     | 工 藤 俊 平   |
| 賃 金 室 長    | 三 村 典 代   |
| 賃 金 指 導 官  | 宮 川 晋 太 郎   |
| 監 察 監 督 官  | 諏 訪 雅 浩   |

## 4 議 事

宮川指導官

ただ今から、第 506 回岡山地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日の審議は公開となっておりますが、傍聴希望者はありませんでした。

定足数について報告申し上げます。本日は使側の石黒委員、山本委員が御欠席ですが、公益 5 名、労側 5 名、使側 3 名の委員に御出席をいただいております。最低賃金審議会令の定足数を満たしておりますことを報告いたします。

本日の審議事項について申し上げます。

- (1) 令和 6 年度岡山県特定最低賃金の改正の申出の意向確認について
- (2) 令和 5 年度最低賃金の周知広報活動について
- (3) 企業視察の実施方針について
- (4) 議事の公開について
- (5) その他

でございます。

本日は御審議いただく前に、局長の成毛より御挨拶申し上げます。

成毛局長

年度末のお忙しい中、岡山地方最低賃金審議会に御出席いただきましたことに感謝いたします。あわせて、働き方改革など労働施策につきまして、皆様方の御理解、御協力を賜ったことに重ねて御礼申し上げます。ありがとうございます。

皆様も御承知のとおり、賃金引上げをめぐる動きに関しまして、昨年 11 月 2 日に閣議決定されました「デフレ完全脱却のための総合経済対策」におきまして、「中堅・中小企業の賃上げの環境整備、人材不足対策、生産性向上を通じた賃上げ継続の支援」が掲げられたところでございます。これに連動する形で 11 月と 1 月に政労使会議が開催されたところです。

政府といたしましては、賃上げ税制の拡充や省力化投資補助金を始め、厚生労働省が実施しております業務改善助成金や生産性向上のための各種助成金を組み合わせることで社会全体に賃金引上げのための機運を醸成し、賃上げ促進策を実行に移すとともに、労務費の価格転嫁対策に全力で取り組むこととしているところでございます。

関係団体、地方公共団体、関係省庁等と連携しながら、昨年末に決定した「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に定めた 12 の行動指針に沿った行動の徹底を各事業者

強く要請、周知するとともに、適切な価格転嫁を我が国の新たな商習慣として、中小企業間を含めて、サプライチェーン全体で定着させるように、岡山労働局としても一体的、総合的に取り組んでまいりたいと思っております。

本日は、来年度の審議運営に向けた議題などが予定されています。忌たんのない御意見をいただきますようお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

宮川指導官

それでは、会長よろしく申し上げます。

益田会長

皆様、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

早速ですが議事に入ります。

付議事項「(1) 令和6年度岡山県特定最低賃金の改正の申出の意向確認」について、事務局より説明してください。

三村室長

令和6年度の特定最低賃金改正の申出の意向確認について説明させていただきます。特定最低賃金の改正につきましては、最低賃金法第15条第2項の規定に基づき、「局長は、申出があった場合に最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該申出に係る特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をすることができる」とされております。

今回、特定最低賃金の改正申出に関する意向表明があったものについて、資料No.1に一覧表にしております。それに基づいて説明いたします。この意向表明の申出は、現在適用されております7業種全てから2月14日に行われております。順番に申し上げます。

まず、岡山県耐火物製造業最低賃金については、岡山県耐火物製造業最低賃金連絡会が公正競争ケースで意向表明を行っております。

次に、岡山県鉄鋼業最低賃金については、日本基幹産業労働組合連合会岡山県本部が意向表明を行っており、これは労働協約ケースです。

3番目、略称で岡山県一般機械器具製造業最低賃金については、岡山県一般機械器具最低賃金連絡会が意向表明を行っており、これは公正競争ケースです。

4番目、同じく略称となりますが、岡山県電気機械器具製造業最低賃金について、岡山県電気機械器具最低賃金連絡会が意向表明を行っており、同じく公正競争ケースです。

5番目、岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金については、岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金連絡会が意向表明を行っており、同じく公正競争ケースです。

6番目、岡山県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金については、日本基幹産業労働組合連合会岡山県本部が意向表明を行っており、これは労働協約ケースです。

最後に、岡山県各種商品小売業最低賃金についてはU Aゼンセン岡山県支部が意向表明を行っており、こちらは公正競争ケースです。

改正の申出書につきましては、昨年と同様に本年6月末日を申出期限とさせていただきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

また、資料No.2は「令和5年度特定最低賃金の審議・決定状況」となっており、本年度の他局での特定最低賃金の結審状況をまとめておりますので、後ほど御覧ください。

改定額、引上げ額の欄が空欄若しくは横線のところがあるかと思いますが、これは申出がなかった特賃若しくは金額改正の必要性がないということになっている特賃でございます。

事務局からは以上となります。

益田会長

ただ今、事務局から説明がありましたが、何か御意見はございませんか。

(特になし)

益田会長

それでは、付議事項「(2) 令和5年度最低賃金の周知広報活動」について、説明をお願いします。

宮川指導官

それでは、「令和5年度最低賃金の周知広報活動について」私から説明させていただきます。

審議会資料No.3を御覧ください。

今年度は、「1 周知広報の概要」に記載のとおり、例年同様、公的機関や各種団体へリーフレットを配布し、各種広報誌やホームページへ掲載をしていただきました。また、プレスリリースによりメディアを通じた広報を行いました。

また、今年度の新しい取組として、「2 主な実施事項等」に記載のとおり、最賃改定日である10月1日から8日までの間、周知強化期間としまして、岡山駅の中央改札口前、東西連絡通路の上部にあるデジタル画面で、最低賃金・業務改善助成金のリーフレットを表示させて周知いたしました。資料の写真はそ

の様子です。

次のページを御覧ください。こちらは、ファジアーノ岡山と広報CMをコラボ作成し、11月5日ファジアーノ岡山のホームゲーム最終戦のハーフタイムに大型ビジョンで放映した様子でございます。また、そのCMを活用いたしまして、12月の1か月間、岡山駅とイオン岡山を結ぶ南地下道でワイドビジョン放映を行いました。

以上が今年度の新しい取組となります。

(2)以降につきましての詳細説明は省略させていただきますが、資料に記載のとおり、例年どおりの周知広報活動を行っておりますので、御確認をお願いいたします。

私からは以上です。

益田会長

ただ今の説明について、何か御意見、御質問がありますか。

(特になし)

益田会長

次に、付議事項「(3) 企業視察の実施方針について」です。今年度は、労働者側委員、使用者側委員の方々に御尽力をいただき、また、視察先事業場の方々の協力も得て、昨年6月19日に企業視察を実施しました。中小企業の置かれた状況について把握することができ、大変有意義なものになったと考えております。来年度に向けて、実施の有無を含め審議いただきたいところです。このことについて、事務局から説明してください。

三村室長

地方最低賃金審議会委員による視察については、審議会において実施の可否を決定することとされています。

本日の資料No.4として、「地方最低賃金審議会委員による企業視察について(案)」をお配りしています。

今年度の企業視察は、昨年6月19日に労使双方から推薦いただいた事業場2社を訪問しました。企業視察が有意義であったとの公労使委員の意見を踏まえ、事務局において次年度の(案)を作成しております。

「2 今後の対応について」以下、説明をさせていただきます。視察結果を審議の参考とする趣旨、目的からしますと、今年度と同様に来年度も令和6年6月頃までの実施が望ましいと考えております。訪問する事業場の業種、規模については、公労使の御意見を踏まえて調整することになりますが、視察の充実を図る観点から、労使それぞれ1社の推薦をいただく予定です。

こうした対応を行う場合のスケジュールですが、(2)以下に

記載しておりますとおり、本日の審議、議決に基づき、早急に事業場の選定、調整等を行うこととなります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

益田会長 事務局から企業視察の方針についての説明がありました。労使の皆さんの御意見を申し上げます。

西崎委員 労側としては、来年度の企業視察の候補として、耐火物製造業の企業を選定できればと考えています。

ただ、耐火物製造業の企業のあるエリアが備前市、岡山県の南東側に集中しています。昨年労側が選定したのは岡山市内、使側は確か総社市ということで視察しやすいエリアでした。

今回、労側としては備前エリアを考えているので、もし使側の選定した企業が岡山県の西側のエリアということになると、かなり移動距離が生じます。使側には企業を選定する際にできるだけ御協力いただければと思っています。

益田会長 企業視察について既にお考えいただき、ありがとうございます。使側の御意見はいかがでしょうか。

西谷委員 具体的には思い浮かんでいないのですが、耐火物の企業を選ばれた理由は何かありますか。

西崎委員 耐火物を選んだのは、他県に耐火物製造業の特質がないということと、中小企業が多いという実態があるので、そういう点から選びました。

ただ、先ほども申し上げましたが、離れたエリアにありますので、その点を考慮する必要があると思っています。

西谷委員 どういたしますか。

鶴海委員 使側も極力東方面の企業を選ぶということしかないでしょう。そういう方向で考えますか。

西谷委員 そうですね。

益田会長 ありがとうございます。

それでは、来年度も企業視察を実施するという事でご覧いただき、日程的にも1日で実施するという事でご覧いただき、恐縮ですが労使委員の皆様にご協力いただき

いて、推薦事業場の選定をしていただければと思います。事務局もスケジュールに沿って準備をお願いします。

次に、付議事項「(4) 議事の公開について」です。

議事の公開につきましては、昨年7月31日に開催しました第503回本審において、「当面はこれまでどおりの取扱いとしますが、引き続き議論をしていきたい」ということでまとめたと思います。

議事の公開について、当審議会の現状と他局の公開状況等、事務局から説明をお願いします。

三村室長

議事の公開についてですが、審議会運営規程第6条に「会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。」となっています。また、専門部会運営規程においても、同様の規定になっています。

このことを踏まえて資料No.5を御覧ください。1枚目が当審議会の今年度の公開状況です。

まず、本年度、本審で非公開として審議したのは、8月の県最賃の答申に係る異議審、11月13日に行いました特賃の金額審議の答申、それから、今年度開催はありませんでしたが、特賃の答申に係る異議審です。

また、専門部会について第1回は公開としておりますが、第2回目以降は金額審議となるため、岡山局としては県最賃、特賃ともに非公開としております。

また、公開審議については議事録を、非公開審議については議事要旨をホームページに掲載しております。審議会資料については全てホームページに掲載しております。

2枚目の資料を御覧ください。今年度の全国の公開状況一覧です。昨年4月6日、中賃の全員協議会報告で「公労使の三者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当」とされました。

令和5年度における全国の議事の公開は、本審は35局が全部公開、専門部会は3局が全部公開となっており、○の部分全て公開した局となっています。

令和4年度と比較すると、全部公開の局が増えています。特に、本審の全部公開は全国の4分の3となっている状況です。これを踏まえまして、事務局としては、まず本審の公開につい

て議論をお願いしたいと考えております。

事務局として把握している限りでは、公開によりトラブル等が発生したということは把握しておりません。

事務局からは以上でございます。

益田会長

事務局から、当審議会の現状と全国の公開状況等について説明がありました。

現在、当審議会では、本審においては異議審が非公開、また特賃の専門部会の金額審議で全会一致に至らなかった場合の金額審議が非公開、そして、各専門部会については、2回目以降の金額審議が非公開となっています。他局の状況からすると、本審については全国の4分の3にあたる35局が全部公開となっていますので、今、事務局から説明がありましたように、まずは本審の公開について、皆様の御意見をお聞きしたいと思いません。

公益委員の御意見はいかがでしょうか。

横山委員

先ほど事務局に御説明いただいたように、昨年4月の中賃全員協議会報告を踏まえ、全国的に議事の公開が進んでいると受け止めています。本審について申しますと、岡山局では、当審議会が昨年8月に開催した異議審、また11月の特賃の金額審議については、公労使により慎重かつ丁寧な審議を行い結審したと認識しておりますので、少なくとも本審については公開の方向で考えても良いのではないかと考えています。

益田会長

ほかの公益委員から何かありませんか。

米山委員

全国的に議事の公開が進んでいることと、世の中の全体的な動きを見ても情報公開へと進んでいるように思いますので、当審議会もできるところから公開の方向で進めていくべきかと思えます。先ほど、横山委員から御意見があったように、私も本審については公開の方向でよろしいかと思えます。

益田会長

労使委員の御意見は、いかがでしょうか

西崎委員

今年度の公開、非公開に関する審議の時にも申し上げましたが、全員協議会でも三者が揃う審議については公開にしていくことが望ましいという結果が出ており、そのように対応していくことでいいのではないかというのが労側の考えです。

公益委員がおっしゃった御意見に特段異論はありません。



- 益田会長 使側の御意見はいかがでしょうか。
- 西谷委員 これは今日決定しなければいけないのでしょうか。
- 益田会長 決定というよりは、出席されている委員の方から、まずは御意見を伺いたいということです。
- 西谷委員 使側とすれば、昨年お伝えしたとおり、金額審議においては自由な発言といいましょうか、労使のやり取りに制約を受ける懸念があるということで、一部非公開ということをお伝えしました。ほかの使側の委員は御意見をお持ちかも知りませんが、それ以降、改めて使側内の意見調整ができておりません。
- 錦織委員 私は個人的には公開でいいと思っております。
- 益田会長 今回は、まず本審について方向性を決めておきたいというのが正直なところですよ。ですから、専門部会については全国の状況からしてもゆっくり考えていけばいいのではないかという気がしております。
- 具体的に申しますと、地賃の異議審と、去年の例でいえば、特賃の金額審議で全会一致とならなかった場合の本審について、公開してもいいのではないかという意見です。
- 西崎委員 労側としてもう1点付け加えさせていただくと、先ほど申しましたとおり、三者が揃った部分を公開していくという全員協議会報告の考え方からすると、金額審議の部分は専門部会で二者で審議するところが多いと思いますので、そこに関しては先ほど西谷委員からもありましたように、積極的に発言できなくなる部分もあるかと思っておりますので、二者の部分が多い専門部会については引き続き非公開として今後の状況を見ながら判断していく必要があると思っております。三者が揃う本審議会については公開としていいのではないかと考えています。
- 益田会長 分かりました。
- 鶴海委員 本審で実際に労使だけで話をするのではないですか。それは非公開にするわけですか。ほとんどが三者が集まった上での話になりますか。気になっているのはその点だけです。
- 労使だけで話をする際にも公開とするのか。あえて公開しましょうというのであれば構いませんが。

三村室長 本年度本審を開いた中で、労使が分かれて審議をした場面は、確か議事の公開について議題に上げさせていただいたときだったと思います。労使で別れてお話をさせていただいたと思いますが、そのほかの場面では、公労、公使とか、労使で別れて審議をする場面はなかったと思います。

益田会長 今、鶴海委員がおっしゃったように、完全に二者での審議がないのかということそれは微妙なところがあると思います。例えば、専門部会で全会一致とならなかった場合に、本審で金額を決定する際、どのような成り行きになるのかは予測しがたい点がありますので、確かに二者の場面もあり得ますよね。

鶴海委員 ここで単純に本審は公開にしますというのではなくて、その時々には会長の判断で公開、非公開の判断をしてもらってもいいのではないのかという気がします。今決めなければならないのかということなのですが。

方向性を見れば、確かに、公開という形になってきているので、それはその方向に進めないといけないとは思いますが。

益田会長 ほかの委員から何か意見はありませんか。

片山委員 そもそも二者で審議する場面というのは、公益委員も事務局も席を外して話をする場面なので公開にはなりません。本審でも二者で話した内容は我々にもその内容が分からない状態であるケースしかないのではないかと思います。

高山委員 そうですよね。それから、詳細な部分までは載せることができないかもしれませんが、公益委員と事務局に入っていたときに、こういう話合いになりましたという流れだけは報告されると思います。その部分の公開については問題ないのではないかと思います。

鶴海委員 それは問題ないです。

高山委員 ですので、基本的に公開になっても問題はないのかなと思います。

鶴海委員 公益が入って、三者が集まって話合いをする場面については公開でもいいと思うのですが、二者だけでの話合いを公開されると困ります。そこだけは注意したいということです。

益田会長

それでは、本審については公開の方向で進めさせていただきますが、今、申しましたのは、全部公開しますと宣言をしているのではなくて、公開の方向、方針でいくということです。審議会運営規程によりますと原則公開ですので、必要ならば非公開とする宣言をする必要があります。来年の本審を開催するときに、非公開と宣言する必要がある議題なのかどうかをよく考え、その時点で会長として発言するようにしたいと思います。

基本的な考え方としては、公労使三者が集まって議論を行う本審については公開とするという方向で運営したいと思います。

よろしいでしょうか。

(労使委員から同意する声)

益田会長

専門部会についてはすぐには公開にできないと思いますので、引き続き検討課題とし、来年度はおそらく今年度と同じ運営方式になると思います。

それでは、最後に付議事項「(5) その他」について事務局から何かありますか。

三村室長

事務局から3点説明します。

まず1点目は、昨年の地域別最低賃金の答申にありました附帯決議の取組状況について説明したいと思います。

附帯決議にありました、「下請取引適正化の監視強化」、「価格転嫁に向けた実効性のある取組強化」に関しましては、参考資料No.2「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」が、内閣官房・公正取引委員会より示されております。価格交渉において、発注者側と受注者側が採るべき行動が具体的に示されたものになっております。

もう1点、参考資料No.3-④を御覧いただきたいのですが、この価格転嫁等の取組強化について、事務局としまして「岡山県よろず支援拠点」との連携を検討しており、この指針にある価格転嫁の取組や業務改善助成金の活用等についての周知を行っていきたいと考えております。具体的なことは、今後調整することになりますが、附帯決議にありましたように、実効性のある取組をしたいと考えております。

次に、参考資料No.3-⑤を御覧ください。業務改善助成金の活用についてです。

中小企業・小規模事業場が継続的に賃上げしやすい環境整備のために、助成金等による生産性向上支援を行っております。業務改善助成金につきましては昨年拡充をいたしまして、引き

続き活用を周知してまいりました。本年1月末時点で、岡山局の申請件数は396件となっております。前年同期に比べると3.5倍の申請件数となっております。

業務改善助成金については、今年度の途中で2回の一部改正を行いました。令和5年8月末と、12月26日ですけれども、改正の内容としては、賃金引上げ後の事後申請を可能としたこと、また申請期限の延長等が行われました。申請しやすいように改正を行いながら取り組んでおります。来年度も改正が予定されており、引き続き周知し、利用勧奨に努めていきたいと考えています。

2点目は、冒頭の局長からの挨拶にもありました賃上げの取組状況について説明させていただきます。参考資料No.3を御覧ください。

令和4年10月28日に閣議決定された「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」において、「労働基準監督署における企業支援への賃上げ支援等」が盛り込まれております。今年度も労働基準監督署の監督指導時に、事業場に対し、価格転嫁と賃金引上げを働きかける文書の交付でありますとか、資料No.3-②にあります「平均的な賃金額の算出」ですとか、③にある「各種支援策」の御案内や、先ほど説明いたしました④の「よろず支援拠点の活用」について、賃上げもそうですが、原価計算であるとか、採用のこととか、いろいろと助言をいただける支援施設となっておりますので、こういったリーフレットを配付しながら監督署の方でも賃上げ、価格転嫁の取組等の周知をしてまいりました。来年度も賃上げの取組については労働局、監督署を挙げて引き続き努めてまいりたいと考えております。

3点目は、日本標準産業分類の改定について御説明します。

参考資料No.4を御覧ください。日本標準産業分類が令和6年4月1日より一部改定されます。大きな改正点としましては、分類項目の新設と名称の変更、カンマが読点に修正となることです。

参考資料No.4の1枚目の2を御覧ください。今回、標準産業分類が変わることにより、「各種商品小売業」に影響が出ます。表のとおり、「I56：各種商品小売業」で、今は「百貨店、総合スーパー」と「その他の各種商品小売業」というくくりになっているのですが、これが「コンビニエンスストア」、「ドラッグストア」、「ホームセンター」、「均一価格店」等が移動若しくは新設され、分類が細かくなります。また、「百貨店、総合スーパー」は、今まで小分類561として1つのくくりだったので

が、今後は「百貨店」と「総合スーパーマーケット」に分割されることになりました。

それを踏まえて裏面を見ていただきたいのですが、各種商品小売業の特定最低賃金の分類が変わります。裏側の表の左側を御覧ください。各種商品小売業の改正申出書については、事務局で確認をさせていただきますが、申出書は今までと同様に旧産業分類の各種商品小売業として申出をいただくこととなります。また、その後、必要性審議の諮問、それから、必要性ありとなった場合の答申、金額審議の諮問までは今までと同じ各種商品小売業で、件名変更をせずに取り扱います。

金額審議が終わって金額改正となると、答申文は今までと同じ各種商品小売業で出しますが、答申文に付いている別紙については新しい産業分類で記載します。これが右側に表記されたものになります。金額の改正があつて答申文までは今までの名称、答申文の別紙から新しい名称に変えさせていただきます。来年度はこのような流れになります。

各種商品小売業の中に新しく「コンビニエンスストア」であるとか「ドラッグストア」が入ったので、現在の各種商品小売業の特質の中にこの業種も入れていきたいということになりますと新設という形になり、もう1つ業種を増やすこととなりますので、新しく申出をいただく必要があります。今の各種商品小売業の中に「コンビニエンスストア」を入れて、各種商品小売業の業種を増やした状態で来年度審議することはできません。新設という形での取扱いをお願いすることになります。

また、「コンビニエンスストア」とか「ドラッグストア」も特質にしたいということになれば、当然これも新設していただくこととなります。

先ほどお話したように、来年度につきましては現在の7業種で意向表明されていますので、来年度は今年度と同じ審議になります。変わるのは、各種商品小売業の金額改定があつた際に、答申文の別紙の記載内容が変わるところです。ですから、委員の選任についての変更はございませんので、その点については御承知いただければと思います。

それから、カンマが点になるとお話ししましたが、これは、船舶製造・修理業の名称の中にカンマが1つ入っておりますので、そこは今と同じように、答申文の別紙はカンマから点に変えさせていただきます。申出書や諮問の際にはカンマで統一させていただきます。

事務局からは以上でございます。

益田会長 事務局からいろいろ説明がございましたが、何か質問がありましたらお願いします。

鶴海委員 視察の件ですが、去年は参加人数を減らすようにということだったと思います。今年は参加を希望する委員は全員参加できるのでしょうか。前は人数を絞って行きましようということだったと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

三村室長 去年はジャンボタクシーで行かせていただきました。そこで人数調整をさせていただいた経緯があります。参加人数については調整させていただき、ジャンボタクシーに加えて官用車を使用するなどして調整しようと思っています。

鶴海委員 個人で行くことはできないのでしょうか。

三村室長 近いところであればそういうやり方をされている局もあると聞いていますが、その点はまた相談させていただきます。

鶴海委員 分かりました。

益田会長 よろしいでしょうか。

(特になし)

益田会長 それでは、これもちまして、第 506 回岡山地方最低賃金審議会を終わります。皆様お疲れ様でした。